

今月号から新コーナー「運行管理者業務、ここがポイント！」がスタートします。トラックの安全運行を確保するため、最前線で安全管理を担う専門家である運行管理者の業務について紹介していきます。第1回目は「運行管理者業務の全体俯瞰」をテーマに、I. 運行管理者の業務、II. 運行管理の重要性、III. 運行管理者の心構えについて東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

## I. 運行管理者の業務

運行管理者には、どのような業務があるのでしょうか？業務は法令（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条）で定められており、非常に多岐にわたっています【表1】。これらの業務を大きく3つに分類すると、1つ目は「ドライバーの乗務スケジュール作成や運行記録の管理、事故の記録」といった“管理者”としての

業務、2つ目は「トラックの運行指示や異常気象時の運行判断・指示」といった“管制官”としての業務、3つ目は「ドライバーへの指導・監督」といった“教師”としての業務です。運行管理者には、各種関係法令に関する知識やドライバーへの指導スキルなどが求められる、非常に重要な役職であることがわかります。

【表1】法令における運行管理者の業務一覧

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条	運行管理者の業務	3つの分類 (管理者、管制官、教師)
第1号	選任された運転者以外の運転禁止	管理者
第2号	ドライバーの休憩・睡眠施設の管理	
第3号	定められた勤務時間・乗務時間の範囲内での乗務割作成	
第4号	酒気を帯びた状態にあるドライバーの乗務禁止	
第4号の2	疾病、疲労などの理由により、安全な運転や補助ができない恐れがあるドライバーの乗務禁止	教師
第5号	長距離運転、夜間運転での交代ドライバーの配置	
第6号	過積載防止の指導・監督	管制官
第7号	貨物の積載方法の指導・監督	
第7号の2	通行方法の指導・監督	管理者
第8号	点呼の実施	
第9号	ドライバーごとの乗務記録	管理者
第10号	運行記録計の管理、記録保存	
第11号	運行記録計による記録不能車の運転禁止	
第12号	事故の記録と保存	
第12号の2	運行指示書の作成、変更指示、保存	管制官
第13号	運転者台帳の作成、備え付け	管理者
第14号	ドライバーの指導・監督、3年間の保存	教師
第14号の2	ドライバーに適性診断を受けさせる	
第15号	異常気象時等のドライバーへの指示・措置	管制官
第16号	補助者に対する指導・監督	教師
第17号	事故警報に基づく従業員の指導・監督	
第2項	乗務基準の作成 ※特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の場合	管理者
第3項	事業者に対する助言	管理者
第4項	統括運行管理者による業務統括	管理者

出典：「貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条（運行管理者の業務）」より、東京海上日動リスクコンサルティング（株）作成

## II. 運行管理の重要性

高い専門性が求められる運行管理者の業務が、“いかに重要であるか”ということを経済事故の事例から考えてみましょう。事業用自動車事故調査委員会の調査報告書では、いずれの重大事故でも運行管理の要因が指摘されています【表2】。また、2016年3月の山陽道・八本松トンネルで発生した多重衝突事故でも、ドライバーが過労により正常な運転ができない

恐れがあると知りながら運転を指示したため、統括運行管理者が懲役1年6ヵ月、執行猶予3年の有罪判決を言い渡されたと報道されています。つまり、不十分な運行管理により重大な事故を起こしてしまった場合、大きな責任を問われ、経営面へのダメージも大きなものになります。

【表2】トラックによる重大事故の運行管理面での要因（2014年）

発生日月	発生場所	報告書名称	運行管理面での事故要因
7月15日	新潟県小千谷市 国道17号線	トラック・コンテナセミトレーラの横転事故	【過労状態でのドライバーの乗務禁止】 休憩場所および時間の指示がされておらず、ドライバーの疲労が蓄積されていた
8月7日	大分県臼杵市 国道10号線	大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故	【ドライバーへの指導・監督不足】 毒劇物等の輸送に関する専門的知識が不足しており、ドライバーに適切な指示をしていなかった
8月23日	大阪府及び和歌山県	トラック・コンテナセミトレーラの漏洩事故	【点呼の未実施】 点呼が実施されておらず、適切な運行指示がされていなかった
10月22日	静岡県浜松市 新東名と東名高速をつなぐ連絡路	大型トラックの追突事故	【ドライバーへの指導・監督不足】 適性診断結果に基づくドライバー指導が不十分であった
11月27日	愛知県犬山市 国道41号線	タンク車の追突事故	【過労状態でのドライバーの乗務禁止】 運行管理者がドライバーの睡眠不足や疲労状態を把握できず運行の可否を決定していた
12月23日	東京都葛飾区 首都高速道路中央環状線	トラック・コンテナセミトレーラの衝突事故	【過労状態でのドライバーの乗務禁止】 疲労が蓄積した状態で運転していた

出典：国土交通省 事業用自動車事故調査委員会  
Webページ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html> より、東京海上日動リスクコンサルティング（株）作成

## III. 運行管理者の心構え

運行管理者の心構えとしては、「ドライバーが安全に運行できるような環境づくり・サポート体制を構築」することがポイントです。例えば、適切な乗務割の作成や休憩施設の管理をすることで、過労運転を防止し、居眠りや漫然運転による追突事故のリスクを下げるができます。また、副次的な効果として、事故リスクの低減により事故対応にかかる時間や費用も

削減することが可能です。

つまり、日々の確かな運行管理を行い、法令遵守を徹底するとともに、ドライバーの働きやすい環境を提供することが、より一層の安全・安心な輸送の実現につながるといえます。次号から、運行管理業務を事故防止・安全確保と関連付けて解説します。運行管理を行う上で参考にしてください。

進藤恵介（しんどう けいすけ）

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員。  
保有資格：日本交通心理学会認定 交通心理上、運行管理者（貨物）旅客・貨物運送事業者を中心に、交通事故削減コンサルティングに従事、運行管理者向けマネジメントスキル向上研修を多数実施。